

沼津市戸田造船郷土資料博物館・駿河湾深海生物館移転整備基本計画策定業務委託 公募仕様書

1 業務委託名

沼津市戸田造船郷土資料博物館・駿河湾深海生物館移転整備基本計画策定業務委託（以下、本業務という）

2 業務目的

昭和44年に建てられた本施設は、建築から50年以上が経過し、経年劣化が顕著となっており、公共施設としての耐震基準を充たしておらず、大規模地震による建物の倒壊等の危険性があるうえ、津波浸水想定区域内に所在し、有事の際には津波の直撃が予想されている。

そうした中で、令和3年3月に策定された沼津市個別計画では、本施設の「サービスは継続し、現在の場所からの移転を踏まえた更新について検討を進める」と方針が決定されたことから、令和3年度から4年度にかけて戸田造船郷土資料博物館協議会において「これからの博物館のあり方」を検討し、この「あり方」に基づいて令和5年度に沼津市戸田造船郷土資料博物館移転整備計画策定委員会を設置し、令和6年9月に基本構想を策定するとともに、併設する「駿河湾深海生物館」と同時に移転する方針が示された。

本業務では、「沼津市戸田造船郷土資料博物館移転整備基本構想」を踏まえ、沼津市戸田造船郷土資料博物館・駿河湾深海生物館移転整備基本計画を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) 基本計画の策定

① 基本的条件の整理

本事業の目的や関連する地域計画、既往計画等、また、事業実施の経緯や要件などに関連する基礎的な条件を整理する。

② 事業活動計画

基本構想における基本理念（目指す姿）、基本方針の考え方を踏まえて、ターゲットごとの利用イメージを想定し、具体的な事業活動計画を検討する。

③ 施設整備計画

施設構成、諸室機能、施設配置計画を併設施設の共存を踏まえて、且つ、現施設より面積を縮小した複合施設として検討する。

④ 展示計画

常設展示のテーマ、展示構成、企画展のテーマ展開例を検討する。

⑤ 管理運営計画

事業活動計画を実現するための管理運営方式、管理運営体制、開館形態など、管理運営の基

本方針を検討する。

- (2) 工程・概算の検討
 - ① 事業工程表の作成
 - ② 事業費概算の算出
- (3) 会議等の支援
 - ① 沼津市戸田造船郷土資料博物館移転整備計画策定委員会(3回を予定)への出席。
説明補助、資料作成。
 - ② 打合せ・協議・説明等

5 成果品等

- (1) 委託業務完了届出書
- (2) 沼津市戸田造船郷土資料博物館・駿河湾深海生物館移転整備基本計画書(A4 版 製本 カラー刷) 15部
- (3) 沼津市戸田造船郷土資料博物館・駿河湾深海生物館移転整備基本計画書概要版(A4 仕上がり 二つ折り 両面 カラー刷) 50部
- (4) 業務報告書(上記及び各種打合せ記録簿 資料等) 2部
- (5) 上記電子データ一式(CD-R 等) 1部

※Microsoft 製 Word 又はExcel等で編集可能な電子データに加え、PDF 化した電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。

6 再委託の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部又は主体部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に委託者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、金額、その他再委託先に対する管理方法等の必要事項について、承認を受けなければならない。

7 資料の貸与

- (1) 委託者は、受託者から業務上必要な資料等の貸与を求められた場合、これを貸与する。
- (2) 受託者は、貸与された資料等の取り扱い及び管理には十分注意するとともに、本業務の目的以外に使用してはならず、業務完了後は速やかに返却するものとする。

8 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分理解したうえで、誠意をもって遂行するものとする。
- (3) 本基本計画において提示される内容については、計画策定後においても諸事情により必要が生じた場合には、計画の変更修正があるものとする。
- (4) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第 57 号)及び個人

情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(5) 成果品の著作権及びこれに類する一切の権利は委託者に帰属するものとする。

(6) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。